

岐阜県自然公園等施設指定管理者評価員会議設置要綱

(設置の目的)

第1条 県が所有する自然公園等施設の指定管理者の評価に関して意見を聴取するため、岐阜県自然公園等施設指定管理者評価員会議（以下、「会議」という。）を設置する。

(会議の目的)

第2条 会議は、次に掲げる事項を総合的に評価するための意見交換を行うものとする。

- 一 別表に掲げる自然公園等施設の指定管理者による指定管理業務実施状況
- 二 その他前号に関し、必要な事項

(評価員の選任)

第3条 評価員は7人以内とし、学識経験者等から岐阜県環境生活部長が選任する。

(任期)

第4条 評価員の任期は2年とする。ただし、補欠の評価員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評価員は、再任することができる。

(会議の招集)

第5条 会議は、岐阜県環境生活部長が招集する。

- 2 岐阜県環境生活部長が必要と認めるときは、関係者に対し出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、岐阜県環境生活部環境生活政策課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、岐阜県環境生活部環境生活政策課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
平成29年4月1日改正
令和4年4月1日改正
令和6年4月1日改正

別表

自然公園等施設名
岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター
中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター
岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場